

1 暴力団は、民事問題や経済取引に介入して、一般市民や企業から不当な利益を獲得する活動を活発に行っています。このような暴力団の民事介入暴力による被害を防止するために、暴力団対策法は事業者に不当要求防止責任者の選任を義務付け、暴追センターでは定期的に不当要求防止責任者講習を行っています。私も埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会の委員として、上記講習の講師を数回担当させて頂いております。

しかし、上記講習は事業者を対象としているため、個人の方はこのような講習を受ける機会がなく、暴力団の不当要求行為に対して、どのように対応して良いのか不安を抱いているのではないのでしょうか。そこで、今回は、不当要求行為への対応策について話をさせていただきます。



近藤 直樹 弁護士

2 まず、始めに知っておかなければならないのは、民事介入暴力の本質は、経済的利益の獲得にあるということです。暴力団は「誠意を見せろ」等の言葉を良く口にしますが、結局はお金の問題であり、経済原理に基づいて行動しています。つまり、暴力団は、リスクが低く経済的メリットが高いところには何度もやってきますが、リスクが高く経済的メリットも高くないと判断すれば早々と退散していくのです。

ですから、不当要求行為を受けた場合、初期の段階で、リスクが高く経済的メリットがないことを相手方にはっきりと分からせることが重要となります。毅然とした態度で対応し、曖昧な返答をせず、相手方の要求をはっきり拒絶することが必要となります。初期の対応を誤り、組みしやすいと相手方に思われてしまうと、被害がどんどん拡大していきます。

しかし、相手方の要求を拒絶することは、なかなか心理的に抵抗がある場合もあると思います。このような場合は、弁護士を交渉の窓口とすることが有用です。弁護士名義で内容証明郵便を発送し、相手方の要求には応じられないことや今後は本人に直接接触しないことを伝えます。この内容証明郵便の発送によって、多くの不当要求行為は収まります。

3 このような対応で問題が解決できれば良いのですが、それでも相手方の要求が止まらない場合は、法的手続をとらなければなりません。

まず、仮処分という裁判手続を活用することが考えられます。例えば、相手方が面談を執拗に要求してくる場合は面談禁止の仮処分、執拗に電話を掛けてくる場合は架電禁止の仮処分という申立てを裁判所にします。そして、裁判所から、面談をしてはならない、電話を掛けてはならないという決定を得ます。この決定書が裁判所から相手方に送達されると、ほとんどの不当要求行為は止みます。

通常の訴訟だと裁判所の判断が出るまでに1年程度時間を要することもあります。仮処分は数日から数週間で裁判所の判断が出ますので、緊急を要する民事介入暴力事件では、仮処分は非常に有用な手続と言えます。このような仮処分を申し立てるには、相手方の不当要求行為の態様等を立証しなければなりませんので、相手方との交渉経緯等を録音したり、メモをとるなど記録化しておく必要があります。

4 仮処分決定にも従わない相手方には、間接強制決定の申立てをすることになります。この申立ては、仮処分決定に違反して面談を強要したり、架電した場合は、違反行為1回につき〇万円支払えという内容のものです。そして、裁判所から間接強制の決定を得、それでも相手方が任意に金銭を支払わない場合は、相手方の財産を差し押さえることとなります。

このように仮処分決定にさえ違反する相手方には、徹底的に戦う姿勢を貫くことにより、不当要求行為を止めることができます。また、金銭的被害を被っていた場合は、相手方の財産を差し押さえることにより、被害回復を図れるという副次的効果も期待できます。

5 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会では、定期的に委員会を開催して民事介入暴力対策の研究をしています。不当要求を受けた場合は、是非、暴追センターを通じて、当委員会にご相談下さい。

寄稿者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-8-4 A&F大宮ビル2階

近藤・貝賀法律事務所

TEL: 048-788-2361

FAX: 048-788-2362

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

近藤直樹 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.86」から編集したものです。